

別記様式第二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。		※手数料欄	
○年△月□日		日付記載	
(あて先) 前橋市長		正式な表記（ハイフンではなく番地など）	
申請者＝建築主となるので注意		住所 前橋市○○町 1 2 3 4 番地 氏名 前橋 太郎 電話番号 (027-224-1111)	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	前橋市□□町字○○ 1 1 番 2	
	2 開 発 区 域 の 面 積	登記簿 3 0 0 平方メートル 実 測 3 0 0 . 5 0 平方メートル	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	専用住宅	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	前橋市○○町 1 0 番地 2 △△建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和○○年○○月○○日	
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和○○年○○月○○日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の居住用 自己の業務用 その他のもの	
	8 法第 34 条の該当号及び該当する理由	第 1 1 号 集落内の規制緩和	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	農地法第○条許可同時申請	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号 農地転用がある場合記載		
※ 許 可 に 付 し た 条 件			
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号		

備考

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
2. 宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
3. 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
4. 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
5. ※印のある欄は記載しないこと。
6. 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
7. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。